

6月1日は、人権擁護委員の日です

●問い合わせ先 人権啓発教育課 ☎096(248)2399



人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市民の皆さんの人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。

人権とは、人間らしく幸せに生きる権利であり、人生を送るうえで最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、お互いに人権を守ることによって明るい社会を作しましょう。

▼合志市人権擁護委員

赤坂 一矢 (南陽)
池田 一也 (笹原)
恵濃 裕司 (永江団地)
川畑 愛子 (桜路)
桑原 典恵 (杉並台)
小林 富代子 (若原)
松本 拓也 (黒石団地)
水上 明子 (新米温泉団地)
山田 千代美 (若原)

人権相談窓口があります

相談は無料で秘密は守られます。人権についてお悩みの人は、お気軽にご相談ください。

常設人権相談(市人権教育指導員)

▼とき 午前9時～午後4時30分 (土日・祝日を除く)

▼ところ 市役所 人権啓発教育課

特設人権相談(市人権擁護委員)

年2回実施

※実施日などの詳細は、広報こうしで再度お知らせします



司法書士による成年後見制度に関する相談会

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター(ワイブ内) ☎096(248)1126

成年後見制度とは、認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない人が、財産管理や施設の入所契約などを自分で行なうことが難しい場合に、本人が不利益を受けないよう支援し保護する制度です。

- ・自分が認知症になった時が心配
- ・認知症や障がいのある家族のことが心配 など
- ▼とき 5月31日(水) 午前中
6月21日(水) 午前中
- ※予約制です。事前申し込みが必要
- ▼ところ ワイブ1階相談室
- ▼申し込み方法 電話

ウエルネスシティこうしだより

LINEでイベント情報や健康情報を配信します

ウエルネスシティこうしでは、市民の健康寿命の延伸のため、体組成測定や血圧測定を常時無料で行なっているほか、バーチャルウォーキング大会などの健康イベントを実施しています。これまで、広報紙でのお知らせやイベント案内の郵送(ウエルネスシティこうし会員のみ)を行なっていましたが、今後はウエルネスシティこうし公式LINEでも配信します。

公式LINEでは随時情報を配信していきますので、友だち登録をして、最新のイベント情報などをゲットしましょう。

LINEの友だち登録から、二次元コードを読み込み、友だち登録してね

ウエルネスシティこうし公式LINEアカウント



●問い合わせ先 ウエルネスシティこうし 御代志1661-1(ルー口合志3階) ☎096-288-5629 営業時間/平日午前9時～午後3時(火曜除く)

水道水 安心・安全 これからも

第65回 水道週間

6月1日(木)～6月7日(水)

水道について理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る水道事業のさらなる発展を目指して、全国一斉に『水道週間』が実施されます。

本市の水道水は、全て天然の地下水をくみ上げ、滅菌して配水しています。定期的な水質検査により水質基準に適合し安全であることを確認しています。

蛇口を開ければ簡単に得られる安全な水。あまりにも身近にあるため、現代の私たちは水のありがたさをつい忘れがちです。安全な水を安定して配水することは水道事業の基本的な役割の一つですが、災害や事故などで水道が使えなくなる場合もあります。「もし今、水が止まったらどうなるだろう…」

この機会に、水の大切さやありがたさをほんの少し考えてみてください。



生活のできる節水

家庭でできる身近な節水に取り組みましょう。

- ① 洗顔、歯みがきのときは水を出しっぱなしにしない。
- ② 洗濯などにお風呂の残り湯を再利用する。
- ③ 洗車は、バケツに水をくんで行なう。

家庭での漏水に注意

漏水(宅内の水漏れ)を放置すると上下水道料金が高額になるばかりでなく、限りある水資源を無駄にすることになります。給水管(本管から宅地内)は、基本的に所有者の自己管理になりますので、早期発見、早期の修理をお願いします。

漏水の見つけ方

検針時(毎月20日～月末日)の『下水道使用量のお知らせ』の検針票と前月の検針票を比べ、量が極端に増えた場合は、漏水のおそれがあります。

- ① 全ての水道の蛇口(トイレの給水

含む)を全部開める。

- ② 水道メーターボックスを開け、水道メーターのパイロットマークを確認する。



※このパイロットマークがわずかも回ってれば、宅内のどこかで水漏れがあることとなります

※水道メーターの管理は、所有者自身になります。土に埋まっているか、上に物が乗っていないかなど日頃から確認をお願いします

漏水修理は市指定水道工事店へ

水道給水管の修理は、市指定の水道工事店へご連絡・ご相談ください。

市指定水道工事店の一覧は市ホームページに掲載しています。



こんなときは必ず届け出を

- ▼休止届
 - ・転出、引っ越しをするとき (市内転居も含む)
 - ・水道の使用を一時的に休止するとき
- ▼開始届
 - ・転入、引っ越し来たとき (市内転居も含む)
 - ・一時的に休止した水道を再開するとき
- ▼名義変更届
 - ・所有者や使用者の名義が変わったとき (名義人が亡くなられても自動的に変更されません)
- ※休止届・開始届は市ホームページからも手続きできます



料金の支払いは、口座振替が便利です

口座振替は金融機関などの窓口へ支払いに行く必要がなく、支払い忘れの心配もありません。年度途中の申し込みもできます。

振替は毎月末日に行ないます。(土日・祝日などの場合は翌営業日)届出方法など、詳しくはお尋ねください。 ※12月は26日に振替を行ないます

●問い合わせ先

上下水道お客さまセンター ☎096(248)1232